

平成27年松茂町議会第2回定例会会議録

第3日目（6月22日）

○出席議員

- 1 番 鎌 田 寛 司
- 2 番 川 田 修
- 3 番 板 東 絹 代
- 4 番 立 井 武 雄
- 5 番 佐 藤 禎 宏
- 6 番 森 谷 靖
- 7 番 原 田 幹 夫
- 8 番 一 森 敬 司
- 9 番 藤 枝 善 則
- 10 番 佐 藤 富 男
- 11 番 佐 藤 道 昭
- 12 番 春 藤 康 雄

○欠席議員

な し

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	広瀬憲発
副町長	吉田直人
教育長	庄野宏文
会計管理者	池田忠男
総務参事	吉成均
民生参事	米田利彦
教育次長	吉田英雄
総務課長	大迫浩昭
税務課長	南東稔
危機管理室長	吉崎英雄
建設課長	井上雅史
水道課長	小坂宜弘
産業環境課長	原田賢
下水道課長	石森典彦
町民福祉課長	鈴谷一彦
健康保険課長	谷本富美代
社会教育課長	尾野浩士
学校教育課長	山下真穂

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	古川和之
議会事務局局長補佐	入口三恵子

## 平成27年松茂町議会第2回定例会会議録

平成27年6月22日（第3日目）

### ○議事日程（第3号）

- 日程第1 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 専決第 4号 松茂町税条例等の一部を改正する条例
- 専決第 5号 松茂町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 専決第 6号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 専決第 7号 子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例
- 専決第 8号 平成26年度松茂町一般会計補正予算（第7号）
- 専決第 9号 平成26年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第5号）
- 専決第10号 平成26年度松茂町水道特別会計補正予算（第4号）
- 日程第2 議案第39号 徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 日程第3 議案第40号 平成27年度松茂町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第41号 平成27年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第42号 平成27年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第3号の追加1
- 日程第1 議案第43号 津波防災センター・中央庁舎建築工事請負契約締結について
- 日程第2 議案第44号 伊沢裏地区排水ポンプ工事請負契約締結について
- 日程第3 議案第45号 総合体育館耐震改修工事請負契約締結について
- 日程第4 議案第46号 工業団地下水道工事その3請負契約締結について
- 日程第5 議案第47号 工業団地下水道工事その4請負契約締結について

平成27年松茂町議会第2回定例会会議録

第3日目（6月22日）

午後1時30分再開

○議会事務局長【古川和之君】　ただいまから平成27年松茂町議会第2回定例会の再開をお願いいたします。

まず初めに、春藤議長からご挨拶がございます。

○議長【春藤康雄君】　こんにちは。議員各位の皆様には、大変公私ともにご多用の中を多数ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

さて、本日の定例会は最終日でございます。一言だけ、前段でお話を申し上げたいと思います。

24節気では夏至と書いて夏至というそうでございます。今日から太陽が黄道の北端を通る日なので、北半球では1年中で最も暑い日であるそうでございます。暑気も厳しくなる毎年のこの6月21日前後はそのような日だそうでございます。

さて、本日は定例会の最終日でございます。委員長報告がございますが、最後まで慎重審議のお願いを申し上げまして冒頭のご挨拶にかえさせていただきます。どうかよろしく申し上げます。

○議長【春藤康雄君】　ただいまの出席議員は12名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、議会は成立をいたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長【春藤康雄君】　これから本日の日程に入ります。

議事日程第3号は、お手元に印刷配付のとおりであります。

まず、日程第1、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」から、日程第5、議案第42号「平成27年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）」までを一括議題といたします。

初めに、森谷総務常任委員長から報告を求めます。

森谷総務常任委員長。

○総務常任委員長【森谷 靖君】　皆さん、こんにちは。それでは、議長のお許しがあ

りましたので、総務常任委員会のご報告を申し上げます。

平成27年第2回定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、承認第1号のうち、専決第4号及び専決第8号（所管分）、並びに、議案第39号、及び議案第40号（所管分）の専決2件と議案2件でございました。

去る6月15日に当委員会を開催し慎重に審査いたしました結果、いずれも原案どおり可決いたしました。

以上が、当委員会における結果の報告でございます。

なお、審査の内容、質疑と回答の主なものについて簡潔に申し上げます。

まず、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてのうち、専決第4号、松茂町税条例等の一部を改正する条例については、議案書の24ページからになります。参考資料は1ページからとなりますので、あわせてご覧ください。

国において地方税法等の一部を改正する法律、及び政令並びに省令がそれぞれ公布されたことに伴い、本町税条例に関連する部分について改正する必要性が生じたことから、平成27年3月31日をもって松茂町税条例等の一部を改正する条例を専決処分に付したものであります。

条例改正の主な内容については、1点目が、個人町民税でふるさと納税の特例控除額の上限を引き上げることや、申告手続の簡素化についての特例制度の創設であります。2点目が、個人住民税における住宅ローン減税措置の対象期間を1年半延長するものです。3点目が、軽自動車税のグリーン化特例の創設や二輪車等に係る税率引き上げ時期の延期を規定するものです。4点目が、地方のたばこ税の税率の見直しであります。

このたびの改正に係る施行期日については、附則において別途指定のあるもの以外は平成27年4月1日を施行期日としています。

質疑はなく、原案のとおり可決されました。

次に、専決第8号、平成26年度松茂町一般会計補正予算（第7号）（所管分）については、議案書の43ページからになります。

歳入歳出ともに各種事務事業の確定による増減の補正と執行残による不用額を減額補正したものです。なお、歳入増加分と歳出不用額を財政調整基金及び生活環境整備基金に積み立てました。内容の詳細説明は省略させていただきます。

質疑はなく、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号、徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に

伴う徳島県市町村総合事務組合規約の変更については、議案書の86ページになります。  
議案参考資料は6ページからになりますので、あわせてご覧ください。

平成27年3月31日に徳島県市町村総合事務組合を組織する板野郡西部学校給食組合が解散したため、徳島県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を定めることにつき、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

質疑はなく、原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号、平成27年度松茂町一般会計補正予算（第1号）（所管分）については、議案書の87ページからになります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ368万1千円を追加し、補正後の予算の総額をそれぞれ61億5,568万1千円とするものであります。

90ページの歳入で、総務費県委託金で17万5千円の増額補正は、国勢調査委託金の追加交付分であります。繰越金は、このたびの補正の一般財源として増額補正するものであります。

91ページの歳出で、国勢調査費を22万9千円増額補正するもので、歳入の追加交付分に対する必要な経費を計上するものであります。

質疑はなく、原案のとおり可決されました。

その他において、次のような質疑がありました。

「最近、他市町村において通知書の圧着ミスにより圧着力が強くて開封時に内容が読み取れなかったということが生じたようだが、松茂町は問題ないのですか」という質疑があり、「本町も同様な圧着するはがきを使用しておりますので、確認したところ、不具合はありません」という答弁がありました。

以上で、当委員会に付託されました案件につきまして、私の報告を終わりますが、議員各位におかれましては、当委員会の決定に対しましてご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長【春藤康雄君】 総務常任委員会に付託いたしました承認第1号のうち、専決第4号及び専決第8号（所管分）、並びに、議案第39号から議案第40号（所管分）までの専決2件と議案2件について、これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑なしのお答えが出ました。

これで質疑を終結させていただきます。

---

○議長【春藤康雄君】 次に、一森産業建設常任委員長からご報告を求めます。

一森産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長【一森敬司君】 こんにちは。それでは、議長の許可をいただきましたので、産業建設常任委員会のご報告を申し上げます。

平成27年第2回定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、承認第1号のうち専決第8号（所管分）から専決第10号まで、議案第40号（所管分）及び議案第42号の専決3件と議案2件でございました。

去る6月15日に当委員会を開催し慎重に審査いたしました結果、いずれも原案どおり可決いたしました。

以上が、当委員会における結果の報告でございます。

なお、審査の内容、質疑と回答の主なものについて簡潔に申し上げます。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについてのうち、専決第8号、平成26年度松茂町一般会計補正予算（第7号）（所管分）については、歳入歳出ともに各種事務事業の確定による増減の補正と執行残による不用額を減額補正したもので、内容の詳細説明は省略させていただきます。

この件に関しては、次のような質疑がありました。

「町営住宅使用料の減額はどのような理由によるものですか」という質疑があり、「最近空室が増加しており、このことが使用料収入の減額の理由であります」という答弁がありました。

次に、専決第9号、平成26年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第5号）については、議案書76ページからになります。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,733万5千円を減額し、補正後の予算の総額をそれぞれ5億2,332万7千円とするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、一般会計からの繰入金及び公共下水道事業債の確定による減額で、歳出では、各種事務事業を実施した結果の不用額を減額補正するものであります。

この件に関しては、次のような質疑がありました。

「公共下水道事業債は何年で償還するのでしょうか」という質疑があり、「30年で償

還します」という答弁がありました。

次に、専決第10号、平成26年度松茂町水道特別会計補正予算（第4号）については、議案書の82ページになります。

このたびの補正は、事務事業の確定により資本的収入の既定の総額から1,258万7千円を減額し、補正後の総額を3億6,035万2千円とし、資本的支出の既定の総額から1千万円を減額し、補正後の総額を4億8,460万9千円とするものであります。

質疑はなく、原案のとおり可決決定されました。

次に、議案第40号、平成27年度松茂町一般会計補正予算（第1号）（所管分）については、議案書の87ページからになります。主なものについて説明いたします。

歳入において、90ページの衛生使用料で46万円を増額補正するもので、豊久墓地で2区画の返還があり改めて募集することから、その墓地使用料を計上するものです。農林水産業費県補助金で286万円の増額補正は、歳出の農業振興費に充当するものです。

歳出において、91ページの清掃総務費で11万4千円の増額補正は、豊久墓地1区画の返還金であります。農業振興費で286万円の増額補正であります。これは、国庫補助事業の経営体育成支援事業補助金で地域の中心経営体等の育成を目的とし、農業経営規模拡大のための施設増築や機械購入に対して事業費の10分の3以内で300万円を上限として補助するものであります。4戸の担い手農業者に対し、芋堀り機購入などに補助する予定であります。

この件に関しては、次のような質疑がありました。

「経営体育成支援事業補助金での芋堀り機などの購入補助金は2台目の購入の場合でも補助の対象となりますか」という質疑があり、「この補助金は事業計画の提出が必要であります。2台目の補助は事業計画の内容によって判断することになります」という答弁がありました。

次に、議案第42号、平成27年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）については、議案書の97ページになります。これは、上水道拡張第2期事業の継続費の総額及び平成28年度の年割額を3,215万3千円増額補正するものであります。

質疑はなく、原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件につきまして、私の報告は終わりますが、議員各位におかれましては、当委員会の決定に対してご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長【春藤康雄君】 ただいま一森産業建設常任委員長の委員長報告が終わりました。

産業建設常任委員会に付託をいたしました承認第1号のうち専決第8号（所管分）から専決第10号まで、並びに議案第40号（所管分）及び議案第42号の専決3件と議案2件について、これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑がないようなので、なしと認めます。

質疑を終結いたします。

---

○議長【春藤康雄君】 次に、佐藤富男教育民生常任委員長から報告を求めます。

佐藤富男教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長【佐藤富男君】 皆さん、こんにちは。それでは、議長の許可がありましたので、教育民生常任委員会のご報告を申し上げます。

平成27年第2回定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、承認第1号のうち専決第5号から専決第8号（所管分）、並びに議案第40号（所管分）及び議案第41号までの専決4件と議案2件でございました。

去る6月15日に当委員会を開催し、慎重に審査いたしました結果、いずれも原案どおり可決いたしました。

以上が、当委員会における結果の報告でございます。

なお、審査の内容、質疑と回答の主なものについて、簡潔に申し上げます。

まず、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてのうち専決第5号、松茂町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、議案書の38ページになります。

国民健康保険法の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されたことに伴い、保健事業の規定について所要の改正を行うものであります。

質疑はなく、原案のとおり可決されました。

次に、専決第6号、松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、議案書の39ページからになります。参考資料の4ページに新旧対照表がございますので、あわせてご覧ください。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成27年4月1日から施行されたことに伴い、中間所得層の被保険者の負担に配慮するため、国民健康保険税の課税

限度額を引き上げる見直しと、低所得者の軽減措置対象を拡大するため軽減判定所得を引き上げる見直し、及び地方税法の改正に伴い、附則について所要の改正を行うものであります。

この件に関しては、次のような質疑がありました。

「このたびの改正でどれくらい税収が増えるのでしょうか」という質疑があり、「健康保険税の上限が81万円から85万円に上がりますので、税収としては少し増額の見込みです」という答弁がありました。

次に、専決第7号、子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例については、議案書42ページになります。

子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令が公布され、平成27年4月1日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

質疑はなく、原案のとおり可決されました。

次に、専決第8号、平成26年度松茂町一般会計補正予算（第7号）（所管分）については、歳入歳出ともに各種事務事業の確定による増減の補正と執行残による不用額を減額補正したもので、内容の詳細説明は省略させていただきます。

この件に関しては、次のような質疑がありました。

「予防費委託料の減額はどのような理由ですか」という質疑があり、「委託料には予防接種と検診があり、それぞれ実績の件数により減額となりました」という答弁があり、続いて、「体育館使用料の減額はどのような理由ですか」という質疑があり、「大口の利用がなかったことによるものです」という答弁がありました。

次に、議案第40号、平成27年度松茂町一般会計補正予算（第1号）（所管分）については、主なものについて説明いたします。

歳出について、92ページの教育委員会費で24万3千円の増額補正は、外国人居住費補助金であります。繰出金で20万円の増額補正は、介護保険特別会計に繰り出すものであります。

この件に関しましては、次のような質疑がありました。

「外国人住居費補助金を補正する理由は」という質疑があり、「現在の外国人講師は持ち家で住居費補助金が不要でしたが、7月で退職するため、後任の外国人講師のため予算を増額補正するものです」という答弁がありました。

次に、議案第41号、平成27年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第1号）につい

ては、議案書 94 ページからになります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 20 万円を追加し、補正後の予算の総額をそれぞれ 10 億 3,065 万 4 千円とするものであります。95 ページの歳入の補正は、歳出補正の財源として一般会計繰入金を 20 万円増額補正するものです。歳出では、一般管理費において、介護保険制度の改正に伴いシステム改修委託料 20 万円を増額補正するものです。

質疑はなく、原案のとおり可決されました。

以上で当委員会に付託されました案件につきましては、私の報告は終わりますが、議員各位におかれましては、当委員会の決定に対しましてご賛同くださいますようお願いいたします。

以上で終わります。

○議長【春藤康雄君】　ただいま佐藤富男教育民生常任委員長の委員長報告が終わりました。

教育民生常任委員会に付託をいたしました承認第 1 号のうち専決第 5 号から専決第 8 号（所管分）まで、並びに議案第 40 号（所管分）から議案第 41 号までの専決 4 件と議案 2 件について、これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結させていただきます。

---

○議長【春藤康雄君】　これから討論に入ります。

承認第 1 号「専決処分の承認を求めることについて」から、議案第 42 号「平成 27 年度松茂町水道特別会計補正予算（第 1 号）」までを一括して討論に入ります。

討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

---

○議長【春藤康雄君】　これから採決いたします。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」から、議案第42号「平成27年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）」までを一括して採決いたします。

なお、この採決は起立によって行います。

各専決及び議案に対する各委員長の報告は、いずれも各常任委員会において原案可決であります。各委員長報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

○議長【春藤康雄君】 ありがとうございます。起立多数です。

よって、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」から、議案第42号「平成27年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）」までの専決7件と議案4件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長【春藤康雄君】 続きまして、日程第6、「委員会の閉会中の継続調査について」であります。総務常任委員長、産業建設常任委員長、教育民生常任委員長、議会運営委員長、広報特別委員長及び地震・津波対策特別委員長から、お手元にお配りをしてありますとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りをいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【春藤康雄君】 異議なしと認めます。

よって、委員会の閉会中の継続調査については、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

追加日程表配付のため、小休いたします。

午後1時57分小休

---

午後1時58分再開

○議長【春藤康雄君】 小休前に引き続き、再開をいたします。

ただいまお手元に配付をしてありますとおり、追加議案が提出されております。

この際、これを日程に追加をして議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【春藤康雄君】 異議なしと認めます。

議事日程第3号の追加1は、お手元に印刷配付のとおりです。

---

○議長【春藤康雄君】 日程第1、議案第43号「津波防災センター・中央庁舎建築工事請負契約締結について」から、日程第5、議案第47号「工業団地下水道工事その4請負契約締結について」までの議案5件を一括して議題といたします。

広瀬町長から発言を求められておりますので、これを許します。

広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】 それでは、追加議案につきまして、私の方から各議案の提案理由を説明申し上げたいと思います。

まず、議案第43号、津波防災センター・中央庁舎建築工事請負契約締結につきましては、大手建設業者9社を指名し、去る6月16日に指名競争入札に付した結果、同工事を10億1,520万円で西松建設株式会社四国支店と契約をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第44号、伊沢裏地区排水ポンプ工事請負契約締結につきましては、ポンプ機械設備業者5社を指名し、去る6月16日に指名競争入札に付した結果、同工事を7,020万円で日建工業株式会社と契約をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第45号、総合体育館耐震改修工事請負契約締結につきましては、建設業者6社を指名し、去る6月16日に指名競争入札に付した結果、同工事を2億5,725万6千円で大東興業株式会社と契約をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第46号、工業団地下水道工事その3請負契約締結につきましては、建設業者5社を指名し、去る6月16日に指名競争入札に付した結果、同工事を6,804万円で株式会社多田組と契約をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして議会の議決を求めるもので

ございます。

最後に、議案第47号、工業団地下水道工事その4請負契約締結につきましても、建設業者5社を指名し、去る6月16日に指名競争入札に付した結果、同工事を8,996万4千円で株式会社木内組と契約をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、ご審議の上、可決決定を賜りますよう、よろしくお願いをいたしまして終わりいたします。

○議長【春藤康雄君】 広瀬町長の提案理由の説明は終わりました。

次に、担当職員の詳細説明を求めます。

大迫総務課長。

○総務課長【大迫浩昭君】 それでは、総務課が所管をいたしております議案第43号につきましてご説明を申し上げます。追加議案書の1ページをお開き願います。

議案第43号、津波防災センター・中央庁舎建築工事請負契約締結について。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した津波防災センター・中央庁舎建築工事について、下記のとおり請負契約を締結するため議会の議決を求める。

契約の目的、津波防災センター・中央庁舎建築工事。契約の方法、指名競争入札。契約の金額、10億1,520万円。契約の相手方、香川県高松市番町3丁目8番11号、西松建設株式会社四国支店、支店長、川崎邦彦というものでございます。

この工事の入札につきましては、指名競争入札により執行するべく大手建設業者9社を指名いたしました。指名をいたしました業者を順不同にて申し上げます。株式会社熊谷組、五洋建設株式会社、大成建設株式会社、大豊建設株式会社、東洋建設株式会社、戸田建設株式会社、飛島建設株式会社、西松建設株式会社、三井住友建設株式会社でございます。

指名をいたしました9社のうち、株式会社熊谷組、大成建設株式会社、大豊建設株式会社、戸田建設株式会社、及び三井住友建設株式会社の5社につきましては、入札執行前に専任技術者の配置が困難であるなどの理由から入札を辞退する旨の届け出がございました。また、株式会社飛島建設につきましては、6月16日、入札執行中に辞退の申し出がございました。このため、これら6社を除いた3社が応札をいたしました結果、西松建設株式会社が落札し、同社とは6月18日に仮契約を締結しております。

この工事の設計金額は消費税込みの額で10億9,512万円。落札額が、同じく消費税込みの額で10億1,520万円でしたので、請負比率は92.7%となっております。なお、当工事の設計を担当いたしましたコンサルタントは、株式会社山下設計でございます。

次に、工事の概要につきましてご説明を申し上げます。

今回建て替えを行います現庁舎棟は、東側の議会棟と西側の総合会館棟に囲われた形で位置しておりまして昭和40年に完成した建物でございますが、耐震強度の不足や地域の避難場所の不足の解消と防災拠点の整備といった観点から改築を行うものでございます。

追加議案参考資料の1ページをお開き願います。

新庁舎の平面図でピンク色の線で囲んだ部分が工事区域でございます。左側が新庁舎1階部分でございますが、1階は役場機能のフロアといたしまして、税務課、町民福祉課、健康保険課といった来客の多い課を配置し、町民の利便性の向上に努めるものでございます。また、この中で赤い矢印にてお示しした部分がございますが、発災時の避難経路といたしまして、避難者は総合会館玄関横に設置する屋外階段から2階の避難バルコニーを経て庁舎内部へ入り、屋内の階段から4階と屋上の避難場所へと避難移動をしていただく計画でございます。右側は、新庁舎2階部分でございます。この階も、役場機能のフロアとして町長室、副町長室のほか、総務課、会議室、応接室を配置いたします。

続いて、2ページをご覧ください。

左側が新庁舎3階部分でございますが、このフロアには電算室、議会図書室、委員会室のほか、危機管理室、防災対策本部を配置しており、発災時におきましては、ここが本町の防災拠点となるものでございます。右側は、新庁舎4階部分でございますが、このフロアには、備蓄倉庫、監査委員室のほかに、日常的には防災啓発研修等に活用し発災時には避難場所となります研修室を配置いたしております。住民の皆様には、日ごろから地域の防災啓発研修等に広くご利用いただけたらと考えております。

続いて、3ページをご覧ください。

左側が新庁舎屋上部分でございます。ここには、新庁舎の完成後、別工事にて太陽光発電のパネルを設置する予定ですが、発災時におきましては、ここで発電した電気を避難者の携帯電話やラジオ等の電源として活用する計画でございます。また、空きスペースは一時避難のスペースとして利用し、避難者の収容人数といたしましては、今回建築いたします新庁舎で452人、総合会館、議会棟を合わせますと合計1,681人の収容が可能と

なります。右側は、総合会館3階多目的ホールの天井改修後の矩計図でございます。平成26年4月の建築基準法改正に伴います建築確認許可の関係から、当該建築工事にあわせて施工するものでございまして、震災時における天井材の落下を防止するため、現在の岩綿吸音板製の天井からテフロン製の膜天井へと改修を行い、震災の発生に備えるものでございます。なお、この天井改修につきましては、新庁舎が完成し、総合会館から新庁舎への事務所移転が完了した後の平成29年1月から3月に施工する計画としており、全ての工事が竣工いたしますのは平成29年3月末となります。工事施工の間中は、町民の皆様をはじめ、議員各位には大変なご不便をおかけすることと存じますが、諸事ご理解をいただきご協力くださいますようお願いを申し上げます、津波防災センター・中央庁舎建築工事の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長【春藤康雄君】 原田産業環境課長。

○産業環境課長【原田 賢君】 それでは、議案第44号についてご説明させていただきます。追加議案書の2ページをお開き願います。

議案第44号、伊沢裏地区排水ポンプ工事請負契約締結について。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した伊沢裏地区排水ポンプ工事について、下記のとおり、請負契約を締結するため議会の議決を求める。

契約の目的、伊沢裏地区排水ポンプ工事。契約の方法、指名競争入札。契約の金額、7,020万円。契約の相手方、徳島県徳島市応神町吉成字轟156番地、日建工業株式会社、代表取締役、増田優男というものでございます。

この工事の入札に当たりましては、指名競争入札により執行いたすべくポンプ機械設備業者5社を指名いたしました。指名いたしました業者を順不同にて申し上げます。大久保産業株式会社、株式会社小川製作所、新明和工業株式会社、株式会社ニシテック、日建工業株式会社でございます。

この5社を指名し、去る6月16日に入札を執行いたしました。その結果、日建工業株式会社が落札し、同社とは6月19日に仮契約を締結しております。

この工事の工期につきましては、議会の議決日の翌日から平成28年3月25日としており、設計金額は消費税込みの金額で7,596万8,280円。契約金額が消費税込みの金額7,020万円ですので、請負比率は約92.4%となっております。なお、当工事の設計を担当いたしましたコンサルタントは、四国建設コンサルタント株式会社でござい

す。

次に、工事の概要についてご説明申し上げます。追加議案参考資料の4ページをお開き願います。

この工事は、近年の宅地開発等の土地利用状況が変化する中、大型台風や集中豪雨によって引き起こされる内水氾濫、浸水被害を低減するため、伊沢裏地区の水路上流に排水ポンプを整備するものでございます。

工事の内容は、広島字小喜来にございます開拓用水樋門付近の伊沢裏地区の開拓幹線用水路において水中ポンプを新たに設置するものです。資料左の位置図にお示した場所でございます。ポンプは、排水能力が毎分15立米、毎秒で0.25立米の口径350mmのものを2台設置いたします。資料右側のポンプ設置場所の平面図にありますように、開拓用水樋門の内側の水路から旧吉野川に排水するものです。県有地の地盤沈下対策事業用地横にポンプを設置し、ダクティル铸铁管で町道松茂6号線下をくぐり、堤防を上越しして排水いたします。

続きまして、議案参考資料右側の5ページをご覧ください。

上段は配管の縦断図でございます。ポンプから排水口までの距離は全長約37mでございます。下段は給水層の横断図と平面図でございます。この工事の施工でございますが、当初は、工場でポンプを製作し農業用水の非灌漑期にポンプ据え付け工事を行います。また、配水管が堤を越えるため、堤防の土木工事も行います。

以上で議案第44号、伊沢裏地区排水ポンプ工事についての説明を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長【春藤康雄君】 尾野社会教育課長。

○社会教育課長【尾野浩士君】 それでは、私の方からは議案第45号についてご説明をさせていただきます。追加議案書の3ページをお開きください。

議案第45号、総合体育館耐震改修工事請負契約締結について。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した総合体育館耐震改修工事について、下記のとおり、請負契約を締結するため議会の議決を求めらる。

契約の目的、総合体育館耐震改修工事。契約の方法、指名競争入札。契約の金額、2億5,725万6千円。契約の相手方、徳島県板野郡松茂町豊岡字芦田鶴113番地6、大東興業株式会社、代表取締役、松浦恵というものでございます。

この工事の入札に当たりましては、指名競争入札により執行すべく建設業者6社を指名いたしました。指名いたしました業者を順不同にて申し上げます。兼子建設株式会社、大東興業株式会社、株式会社多田組、株式会社北島組、大徳建設株式会社、吉岡組株式会社でございます。

この6社を指名し、仕様書、設計図書等の閲覧を行いました。その後、吉岡組株式会社が入札辞退の届け出がありました。ほかの5社で去る6月16日に入札を執行いたしました。その結果、大東興業株式会社が落札し、同社とは6月18日に仮契約を締結しております。

この工事の工期につきましては、議会の議決日の翌日から平成28年3月25日としております。設計金額は2億6,389万8千円。契約金額が2億5,725万6千円ですので、請負比率は約97.5%となっております。なお、当工事の設計を担当いたしましたコンサルタントは、株式会社阿波設計四国支店でございます。

次に、工事の内容についてご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、追加議案参考資料の7ページをお開きください。

この図面は、耐震改修工事の図面となっております。右側の表の部分で記号①、メインアリーナ、開口閉塞耐力壁、Wの150とあります。このW150というのは、Wがウォール、壁という意味で150というのが150mmの厚さの壁を表します。恐れ入りますが、左下のメインアリーナ1階というところで記号①が4箇所ございます。ここに鉄筋コンクリートで開口部を150mmの壁をつくり閉鎖をするという工事になります。

記号②、メインアリーナ増壁補強耐力壁Wの180。先ほどの図面のメインアリーナ1階、②というのが3箇所、その上の2階部分に②というのが2箇所、計5箇所あります。これは、もともとある壁を鉄筋コンクリートにて180mmの壁を増設するというような工事になります。

記号③メインアリーナRC増設耐力壁Wの180。これは、メインアリーナの1階部分の一番下に③という記号があります。これは、アルミサッシを撤去し鉄筋コンクリートにて180mmの壁を新設するという工事になります。

次に、記号④メインアリーナ鉄骨K型ブレース。メインアリーナの2階部分に記号④というのが8箇所あります。既存のコンクリート建物を鉄骨ブレースにして補強するという工事になります。

記号⑤サブアリーナ、RC増設耐力壁Wの250。先ほどの2階部分、サブアリーナ

の2階部分なのですが、⑤というのが2箇所あります。これは、アルミサッシを撤去し鉄筋コンクリートにて250mmの壁を2箇所つくるという工事になります。

⑥メインアリーナ、屋根面の補強。メインアリーナの2階部分に記号⑥というのが2箇所あります。これは、既存の鉄骨の屋根をさらに鉄骨で補強するというような工事になります。

記号⑦メインアリーナ、桁トラス増設。この表の下側に⑦というのが16箇所あると思います。これは、鉄骨トラスにて屋根を補強。トラスというのは、橋桁のようにジグザグに鉄骨を骨組みするというものになります。

記号⑧サブアリーナ、桁トラス増設。これも、先ほどの右側でサブアリーナの⑧という記号がありますが、これも、同じく鉄骨トラスにて屋根を補強することになります。

記号⑨メインアリーナ照明改修。これは、約120台の照明を落下しない照明器具に変えてLEDへ更新するという工事になります。

恐れ入ります、次のページ、資料8ページをお開きください。

この図面は、町単独工事になります。同じく右上の記号①、外壁クラック補修。これは、約330mの外壁のクラックの補修をいたします。記号②、メイン・サブアリーナ床仕上げ。図面の左下、メインアリーナ、サブアリーナ、ここは、床面を研磨しラインを引き仕上げ塗装をするという工事になります。記号③受変電設備改修。図面の中ほどに③というのがあります。これは、既設の設備を撤去・新設するという工事になります。④自家発電機設備改修。これも、既存の施設を撤去・新設となります。⑤鉄骨架台設置。これは、津波浸水対策として体育館周辺の予想浸水深が2.4mということで、記号③、④の設備を3mの高さに架台の設置をする工事となっております。記号⑥トイレの改修。図面の中ほどに北側トイレ、事務室側トイレ、メインアリーナトイレ、全てのトイレを全面改修する工事となっております。記号⑦屋根面防水改修。その下の記号⑦で赤い斜線で引いてあります。ここは、既存の防水シートの上に新たに防水シートを張るという工事になります。記号⑧サブアリーナ照明改修。これは、既存の24台の照明を落下しない照明器具に取り替えLEDへ更新するという工事となっております。

以上で議案第45号、総合体育館耐震改修工事請負契約締結についての説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長【春藤康雄君】 石森下水道課長。

○下水道課長【石森典彦君】 それでは、議案第46号についてご説明申し上げます。

追加議案書の４ページをお開き願います。

議案第４６号、工業団地下水道工事その３請負契約締結について。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、指名競争入札に付した工業団地下水道工事その３について、下記のとおり、請負契約を締結するため議会の議決を求める。

契約の目的、工業団地下水道工事その３。契約の方法、指名競争入札。契約の金額、６，８０４万円。契約の相手方、徳島県板野郡松茂町広島字壱番越６番地６、株式会社多田組、代表取締役、多田卓治というものでございます。

この工事の入札につきましては、指名競争入札により執行するべく建設業者５社を指名いたしました。指名いたしました業者を順序不同にて申し上げます。兼子建設株式会社、大東興業株式会社、株式会社多田組、株式会社木内組、徳建産業有限会社でございます。

去る６月１６日に入札を執行いたしました結果、株式会社多田組が落札し、同社とは６月１７日に仮契約を締結しております。

この工事の工期につきましては、議会の議決日の翌日から平成２８年３月２５日と設定しており、設計金額は７，００８万１２０円。契約金額が６，８０４万円ですので、請負比率は約９７．１％となっております。なお、当工事の設計を担当いたしましたコンサルタントは、株式会社日新技術コンサルタントでございます。

次に、工事の概要につきましてご説明申し上げます。追加議案参考資料の９ページをお開き願います。

施工路線の位置を示しておりますが、この工事箇所につきましては、町図の中央上部に①として赤色の実線で表した路線でございます。なお、緑色の実線につきましては、２６年度までに整備を完了している路線でございます。また、赤色の太い破線につきましては、既設の流域下水道の幹線をお示ししております。

恐れ入ります、参考資料の１０ページをお開き願います。

工事箇所周辺の平面図でございます。工事の内容といたしましては、松茂工業団地内事業所からの汚水を受け入れるため、幹線管渠並びにサービス管を整備する工事でございます。今回施工いたします箇所及び路線につきましては、開削工部を緑色の線で推進工部を赤色の線で表しています。この工事は、直径２００mmの下水道管を推進工法で２８４．３m、開削工法で４７m、総延長３３１．３mにわたり布設築造していくものでございます。

図面の右側にマンホールの標準的な断面図をお示ししてございます。埋設いたします管

の深さにつきましては、推進部で管底部におきまして現地盤より約4 mから4.8 mの位置、開削部で約1.3 mから1.5 mの位置を計画いたしております。この推進工法における管渠布設の日進量でございますが、立て坑の施工を含め、1日あたりおおむね2 mの設計となっております。なお、汚水の導水計画といたしましては、青色の矢印の方向へ流れ、既設マンホールを經由し既設幹線の流れ、県設置の流域下水道のマンホールに集められ、流域下水道幹線を経て終末処理場へと導く計画でございます。

それでは、次に、議案第47号についてご説明申し上げます。追加議案書の5ページをお開き願います。

議案第47号、工業団地下水道工事その4請負契約締結について。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した工業団地下水道工事その4について、下記のとおり、請負契約を締結するため議会の議決を求める。

契約の目的、工業団地下水道工事その4。契約の方法、指名競争入札。契約の金額、8,996万4千円。契約の相手方、徳島県板野郡松茂町中喜来字中須64番地、株式会社木内組、代表取締役、木内利幸というものでございます。

この工事につきましても、去る6月16日、建設業者5社により指名競争入札を執行いたしました。入札に参加しました業者を順序不同にて申し上げます。兼子建設株式会社、大東興業株式会社、株式会社多田組、株式会社木内組、徳建産業有限会社でございます。入札の結果、株式会社木内組が落札し、6月17日に仮契約を締結しております。

この工事の工期につきましては、議会の議決日の翌日から平成28年3月25日と設定しており、設計金額は9,284万3,280円。契約金額が8,996万4千円ですので、請負比率は約96.9%となっております。なお、当工事の設計を担当いたしましたコンサルタントは、株式会社日新技術コンサルタントでございます。

次に、工事の概要につきましてご説明申し上げます。追加議案参考資料の9ページをお開き願います。

施工箇所につきましては、町図上部に②と示しております、富田製薬からワイ・ジー・ケーまでの赤色の実線で表している路線でございます。

恐れ入ります、参考資料の11ページをご覧ください。

工事箇所の平面図でございます。この工事につきましても、松茂工業団地内事業所からの汚水を受け入れるため、幹線管渠並びにサービス管を整備する工事でございます。施工

いたします箇所及び路線につきましては、推進工部を赤色の線で、開削工部を緑色の線で表しております。この工事は、直径200mmの下水道管を総延長590.2mにわたり布設築造していくもので、その施工方法といたしましては、推進工法で435.7m、開削工法で154.5m施工いたします。この推進工法における管渠布設の日進量でございますが、立て坑の施工を含め、1日当たりおおむね3mの設計となっております。右側の図面に標準的なマンホール部の断面図をお示してございます。管の深さにつきましては、推進部で現地盤より約2.2mから3.7mの位置、開削部で2.1m前後の位置で計画しております。なお、汚水の導水計画といたしましては、青色の矢印の方向へ流れ、工業団地その3工事で布設します管路を経て、既設マンホールを經由し、既設幹線の流れ、県設置の流域下水道のマンホールに集められ、終末処理場へと導く計画でございます。

以上、ご説明申しあげました2つの議案の施工現場は、各事業所への通勤、運搬車両など交通量の多い道路での施工となります。施工に際しましては、交通誘導員の適正配置、工事車両の安全運行に万全を期することはもとより、事業所及び関係各位には個別訪問などを実施いたしまして、工事内容、交通規制等の周知を徹底し、スムーズな工事の進捗に努めてまいりますので、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【春藤康雄君】 以上で提案理由の説明及び詳細説明は終わりました。

これから、議案第43号から議案第47号までの議案5件について一括して質疑に入ります。

質疑ございませんか。

川田議員。

○2番【川田 修君】 津波防災センター・中央庁舎建築工事についてですが、指名9社で指名して9社で入札する予定が、応札は3社しかいなかったということ。辞退した会社が6社あったということで、この辞退した会社の理由というのはちゃんと確認しておるんでしょうかということ。私、間接的に、あるいは直接的に聞いたところでは、見積もり期間が15日間しかなかったということで時間が足りないということで、名目上、配置予定技術者ができないというようなことで辞退をしたということになっとるようですが、こんな話も聞いております。

もうひとつが、総務課には建築の専門家、いわゆる専門職はおりません。ですから、専門家である、この工事を設計した設計事務所とも相談されてこの見積もり期間というのは

予定されたんでしょうか。2点、お伺いします。

○議長【春藤康雄君】 大迫総務課長。

○総務課長【大迫浩昭君】 ご答弁させていただきます。

建設工事の見積もり期間につきましては、建設業法施行令第6条第1項第3号に工事1件の予定価格が5千万円以上の工事については、15日以上と定められておるところでございます。今回の入札における見積もり期間につきましては、この条項に沿った見積もり期間を設定し執行をいたしております。また、同条には、ただし書きといたしまして、この期間につきましては、やむを得ない事情があるときは5日以内に限り短縮することができることも記されております。

今回、津波防災センター・中央庁舎建築工事の入札におきまして辞退をいたしました業者6社の辞退理由でございますが、3社につきましては、技術者の専任配置が困難であるとのこと。残りの3社につきましては、積算を行いました結果、公表された設計額を超過することが判明したとの理由でございます。これらのことから、今回の入札における辞退と見積もり期間に因果関係はないものと考えておるところでございます。よろしく願いいたします。

○議長【春藤康雄君】 2番議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結させていただきます。

---

○議長【春藤康雄君】 これから議案第43号から議案第47号までの議案5件について一括して討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

---

○議長【春藤康雄君】 これから1件ずつ採決をいたします。

議案第43号「津波防災センター・中央庁舎建築工事請負契約締結について」を採決い

たします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【春藤康雄君】 異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長【春藤康雄君】 続きまして、議案第44号「伊沢裏地区排水ポンプ工事請負契約締結について」を採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【春藤康雄君】 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長【春藤康雄君】 続きまして、議案第45号「総合体育館耐震改修工事請負契約締結について」を採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【春藤康雄君】 異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長【春藤康雄君】 続きまして、議案第46号「工業団地下水道工事その3請負契約締結について」を採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【春藤康雄君】 異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長【春藤康雄君】 続きまして、議案第47号「工業団地下水道工事その4請負契約締結について」を採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【春藤康雄君】 異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長【春藤康雄君】 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等全て審議を終了いたしました。

お諮りいたします。

これで、平成27年松茂町議会第2回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【春藤康雄君】 異議なしと認めます。

以上で平成27年松茂町議会第2回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後2時44分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

議 長 春 藤 康 雄

署名議員 板 東 絹 代

署名議員 立 井 武 雄